

# 後期高齢者医療保険料額決定通知書（広域連合） 後期高齢者医療保険料納入額決定通知書（小山市） の見方

※年間を通じて、後期高齢者医療保険料を  
年金差引により納入いただく予定の方に送付いたします。

|        |
|--------|
|        |
| 被保険者氏名 |

## 年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知いたします。

栃木県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長



|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 被保険者氏名 | 年度分の後期高齢者医療保険料額               |
| 被保険者番号 | 円                             |
| 決定年月日  |                               |
| 決定理由   | (保険料の決定は栃木県後期高齢者医療広域連合で行います。) |

イ

<保険料算定の基礎（保険料計算の内訳）>

| ①賦課のもととなる所得金額      | ②所得割率   | ③所得割額 (①×②)<br>(12か月分) | ④均等割額<br>(12か月分) | ⑤算出額 (③+④) | ⑥限度超過額 |
|--------------------|---------|------------------------|------------------|------------|--------|
| 円                  | %       | 円                      | 円                | 円          | 円      |
| ⑦所得割軽減額<br>(12か月分) | 均等割軽減割合 | ⑧均等割軽減額<br>(12か月分)     | ⑨年保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑧) | 月数         | ⑩月割減額  |
| 円                  |         | 円                      | 円                |            | 円      |
| ⑪保険料額 (⑨+⑩-⑬-⑭)    |         |                        |                  |            |        |
| 円                  |         |                        |                  |            |        |

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

| ⑪均等割額 (12か月分) | 均等割軽減割合 | ⑫均等割軽減額 (12か月分) | ⑬年保険料額 (⑪-⑫) | 月数 | ⑭月割減額 |
|---------------|---------|-----------------|--------------|----|-------|
| 円             |         | 円               | 円            |    | 円     |

※①賦課のもととなる所得金額＝総所得金額等－基礎控除

様式第3号

## 年度 後期高齢者医療保険料納入額決定通知書

年度分の小山市後期高齢者医療保険料納入額を次のとおり決定しましたので通知いたします。

小山市長



|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 被保険者氏名 | 年度分の小山市後期高齢者医療保険料納入額 (月数) |
| 被保険者番号 | 円 (ヶ月分)                   |
| 宛名コード  |                           |
| 決定理由   |                           |

ロ

<年金から差し引かれる額(特別徴収)>

| 年度 徴収額  |      | 年度 仮徴収額 |      | 特別徴収義務者  |  |
|---------|------|---------|------|----------|--|
| 特別徴収対象月 | 保険料額 | 特別徴収対象月 | 保険料額 | 特別徴収対象年金 |  |
| 年 4月    | 円    | 年 4月    | 円    |          |  |
| 年 6月    | 円    | 年 6月    | 円    |          |  |
| 年 8月    | 円    | 年 8月    | 円    |          |  |
| 年10月    | 円    |         |      |          |  |
| 年12月    | 円    |         |      |          |  |
| 年 2月    | 円    |         |      |          |  |
| 特別徴収合計額 | 円    |         |      |          |  |

※ 年度の仮徴収額  
年10月以降の  
年7月に通知

電話等によるお問い合わせの折は、  
「宛名コード」をお伝えください。

※詳細は次のページになります。

# 後期高齢者医療保険料額決定通知書 ①

栃木県後期高齢者医療広域連合からの保険料額決定通知です。

\*該当年度の栃木県における保険料額・加入月数のお知らせです。

栃木県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知いたします。

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 被保険者氏名 | 年度分の後期高齢者医療保険料額 |
| 被保険者氏名 | 円               |
| 決定     |                 |
| 決定     |                 |

今回の更正により決定した保険料額が記載されます。

(保険料の決定は栃木県後期高齢者医療広域連合で行います。)

## <保険料算定の基礎 (保険料計算の内訳)>

|                    |         |                        |                  |            |                    |
|--------------------|---------|------------------------|------------------|------------|--------------------|
| ①賦課のもととなる所得金額      | ②所得割率   | ③所得割額 (①×②)<br>(12か月分) | ④均等割額<br>(12か月分) | ⑤算出額 (③+④) | ⑥限度超過額             |
| 円                  | %       | 円                      | 円                | 円          | 円                  |
| ⑦所得割軽減額<br>(12か月分) | 均等割軽減割合 | ⑧均等割軽減額<br>(12か月分)     | ⑨年保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑧) | 月数         | ⑩月割減額              |
| 円                  |         | 円                      | 円                |            | 円                  |
|                    |         |                        |                  |            | ⑪保険料額<br>(⑨+⑬-⑩-⑭) |
|                    |         |                        |                  |            | 円                  |
| ⑪均等割額 (12か月分)      | 均等割軽減割合 | ⑫均等割軽減額 (12か月分)        | ⑬年保険料額 (⑪-⑫)     | 月数         | ⑭月割減額              |
| 円                  |         | 円                      | 円                |            | 円                  |

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する日までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

- ①賦課のもととなる所得金額 : 総所得金額等－基礎控除※ (※前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は段階的に減額)
- ②所得割率 : 栃木県内は現在8.54%です。
- ③所得割額 : ①×②
- ④均等割額 : 栃木県内は現在43,200円です。
- ⑤算出額 : ③+④
- ⑥限度超過額 : 栃木県内は現在66万円が年間保険料上限額となり、これを超過した額 (減額された額) を記載しています。

- ⑦所得割軽減額 : 軽減措置により減額した額を記載しています。  
賦課期日 (4月1日または栃木県における資格取得日) 時点の世帯主および被保険者の総所得金額等に対し、均等割額の軽減を行っています。
- 均等割軽減割合 : 軽減の割合を記載しています。
- ⑧均等割軽減額 : 軽減措置により減額した額を記載しています。
- ⑨年保険料額 : ⑤-⑥-⑦-⑧ で算出しています。
- 月数 : 栃木県における後期高齢者医療加入月数です。
- ⑩月割減額 : ⑨を月割計算するうえで減算される額を記載しています。
- ⑪保険料額 : ⑨+⑬-⑩-⑭ で算出しています。

被用者保険の被扶養者だった被保険者 (元被扶養者) について、制度加入後2年間は均等割額の5割 (賦課期日時点の均等割の軽減割合の方が大きい場合は、その割合) が軽減されるため、こちらにその該当期間の均等割額を月割で表示しております。

- ⑪均等割額 : 栃木県内は現在43,200円です。
- 均等割軽減割合 : 元被扶養者に該当している期間の軽減の割合を記載しています。
- ⑫均等割軽減額 : 元被扶養者に該当している期間の軽減額が記載されます。
- ⑬年保険料額 : ⑪-⑫ で算出しています。
- 月数 : 元被扶養者に該当している期間に均等割額が軽減されている月数です。
- ⑭月割減額 : ⑬を月割計算するうえで減算される額を記載しています。

# 後期高齢者医療保険料納入額決定通知書 □

小山市からの保険料納付（納入）額決定通知書です。

\*該当年度の小山市における

保険料額・加入月数・納付方法及び各納期の保険料のお知らせです。

## 年度 後期高齢者医療保険料納入額決定通知書

小山市長



年度分の小山市後期高齢者医療保険料納入額を次のとおり決定しましたので通知いたします。

|        |  |
|--------|--|
| 被保険者氏名 |  |
| 被保険者番号 |  |
| 宛名     |  |
| 決      |  |

今回の更正により決定した  
保険料額及び加入月数が記載されます。

|                          |
|--------------------------|
| 年度分の小山市後期高齢者医療保険料納入額（月数） |
| 円（ヶ月分）                   |

### <年金から差し引かれる額(特別徴収)>

| 年度 徴収額  |      |
|---------|------|
| 特別徴収対象月 | 保険料額 |
| 年 4月    | 円    |
| 年 6月    | 円    |
| 年 8月    | 円    |
| 年10月    | 円    |
| 年12月    | 円    |
| 年 2月    | 円    |
| 特別徴収合計額 | 円    |

| 年度 仮徴収額 |      |
|---------|------|
| 特別徴収対象月 | 保険料額 |
| 年 4月    | 円    |
| 年 6月    | 円    |
| 年 8月    | 円    |

\* 年度の仮徴収額です。  
年10月以降の保険料額につきましては、  
年7月に通知いたします。

|          |  |
|----------|--|
| 特別徴収義務者  |  |
| 特別徴収対象年金 |  |

**【左表】**  
該当年度の各年金受給月に  
いくらの保険料が差し引かれるのかを記載しています。

**【右表】**  
翌年度の4・6・8月の年金受給月に差し引かれる保険料額を記載しています。  
※年間保険料が決定するまでの期間、当該年度の保険料に基づき、仮に算定した額です。  
翌年度10月以降に年金から差し引き（本徴収）する保険料は、翌年度7月に年間保険料と併せて通知します。

保険料が差し引かれる年金について記載しています。

**特別徴収義務者**  
⇒保険料を年金から差し引きする義務を負う者です。

**特別徴収対象年金**  
⇒保険料が差し引かれる年金の名称が記載されます。  
複数の年金を受給している方は優先順位の高い年金から保険料が差し引かれます。